

# 住居確保給付金のご案内 (2023.5.11 版 茨木市)

(申請時①)

住居確保給付金は、常用就職に向けた就職活動※をする方が住居を確保できるよう、市から家主に対し家賃相当額を一定期間支給する制度です。支給期間中は、市の相談支援員が就職に向けた支援を行います。

※自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

【支給上限額】(月額) ■単身世帯…39,000円 ■2人世帯…47,000円 ■3～5人世帯…51,000円

## 【主な要件等】

- 住所(支給対象の住宅)が茨木市内にあり、実際に住んでいること  
※店舗・事業所の家賃、および賃借人が法人の場合は対象となりません。事業所兼住居の場合は住居部分のみが対象です。
- 家賃の支払い方法の変更(市による家賃の代理納付)が可能である
- 離職・廃業から原則※2年以内、または、やむをえない休業等で収入が減少し離職・廃業と同等の状況にある  
※2年以上経過している場合にも事情により対象となる場合があります。詳しくは相談員にご確認ください。
- 世帯の収入合計が下記の基準を下回っている ※下記基準は家賃が支給上限額を超えている場合

(収入には失業給付・年金等の公的給付、親族からの仕送り等を含みます)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準額	12.3万円	17.7万円	22.3万円	26.5万円	30.6万円

- 世帯の資産(預貯金等)合計が下記の基準を下回っている

世帯人数	1人	2人	3人以上
資産額	50.4万円	78.0万円	100万円

- 離職等にいたる以前に、世帯の生計を主として維持していた ※親の扶養に入っている学生は原則対象となりません
- 下記の活動が可能であること

A 離職・廃業・休業等(就労を目指す場合)	B 休業等(事業再生等を目指す場合)
①(申請時)公共職業安定所等への求職申込 ②自立相談支援機関での相談(月4回以上)※ ③公共職業安定所等での職業相談(月2回以上) ④企業等への応募(原則週1回以上) ⑤プランに沿った活動	①(申請時)経営相談先への相談申込み ②自立相談支援機関での相談(月4回以上)※ ③経営相談先での経営相談(原則月1回) ④給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組(月1回以上) ⑤プランに沿った活動(家計相談等)

※相談方法については、少なくとも月1回は対面しつつ、電話や郵送等による報告も可。

※再延長期間については、「B 休業等」の方も「A 離職・廃業・休業等」の方と同様の活動を行っていただきます。

## 【必要書類】

別紙(申請時書類チェックリスト)参照

## 【申請窓口】

茨木市役所南館2階 ⑩窓口 福祉総合相談課(〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号)

TEL: 072-655-2752 暮らしサポートセンター あすてつが茨木

住居確保給付金 よくあるご質問（2023.5.1 更新）

**Q 常用就職とは具体的にどのようなことですか。**

**A** 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を指します。

**Q 学生はもらえますか。**

**A** 住居確保給付金は常用就職を目指す方を支援する制度であることから、原則として学生は対象外となります。学生向けの各種支援制度の利用をご検討ください（参考：日本学生支援機構ホームページ）。ただし、親の扶養等がなく、自身の就労収入のみで生計を維持していた場合などは、支給が認められることがあります。

**Q いつからもらえますか。**

**A** 原則として、申請のあった月に支払うべき家賃相当分から支給を開始します。支給日は毎月末です。ただし、申請のあった月の収入が確定しておらず収入要件の判定ができない場合や、申請書類に不備や疑義があり審査に時間を要する場合は、支給開始が遅れることがあります。

**Q いつまでもらえますか。**

**A** 常用就職が決まり、就労に伴う収入が収入基準額を超えた時点で支給は終了します。支給期間は原則 3 か月ですが、一定の要件を満たしている場合、延長が認められます（最長 9 か月）。

**Q 失業して自宅療養中ですが、住居確保給付金は受けられますか。**

**A** 住居確保給付金は就職活動をすることが要件となるため、傷病等により医師から就労を止められている場合などは受けることができません。

# 住居確保給付金 制度利用の流れ

【B 休業等（事業再生等を目指す場合）】（2023.5.11版 茨木市）

1	申請の要件を満たしていることを確認	申請の要件は市のホームページや「住居確保給付金のご案内」で確認。 ご不明な点は電話等でお問い合わせください。
2	くらしサポートセンターあすてつが茨木へ来所・相談 (窓口：茨木市役所南館 2階16番 福祉総合相談課)	相談支援員に相談し「自立に向けた活動計画」(様式10-表面)を作成する。
3	経営相談先へ初回相談を予約	相談員支援員から、経営相談先へ「自立に向けた活動計画」(様式10-表面)の内容を元に事前相談を行い、対応可能な相談か確認をした上で、初回相談を予約する。 ※事前相談の結果、対応可能でない場合は、就労を目指した求職活動が必要になります。
4	家主等に「入居住宅に関する状況通知書」への記入・押印を依頼	家主または仲介業者・管理会社に、「住居確保給付金制度利用のお願い」をお渡しいただき、内容のご確認・同意をいただいた上で、記入・押印をご依頼ください。
5	申請書を作成し、必要添付書類を揃える	申請書様式は窓口で相談支援員からお受け取りください。(市のホームページからダウンロードすることもできます。)
6	申請書類一式を提出	提出先：茨木市役所 南館 2階⑩窓口 福祉総合相談課
7	審査	担当者から申請書の記載内容等について確認の電話をする場合があります。
8	支給決定	決定通知書が郵送されます。 決定通知書は家主等には発行されませんので、記載内容を家主等に必ずお伝えください。
9	自立に向けた活動	①自立相談支援機関での相談(月4回以上) ※相談方法については、少なくとも月1回は対面しつつ、電話や郵送等による報告も可。 ②経営相談先での経営相談(原則月1回) ③給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)(例：売上げ向上のための取組、SNS等を活用した広報活動、新商品・サービスの開発等のほか、経営向上に資するセミナー等への受講等) ④プランに沿った活動(例：家計相談等)
10	<b>(毎月10日まで)</b> 前月の求職活動状況と収入状況を報告	所定の様式にて、前月の求職活動状況と収入状況をご報告ください。 ※特別の事情がなく上記9の活動、報告がない場合、支給が中止されることがあるほか、支給期間の延長申請が認められなくなりますのでご注意ください。
11	基準額を超える収入 または、3か月の経過	申請者の就職や増収等により就労による収入が収入基準額を超えた時点で、支給は終了いたします。
12	支給終了	以下の要件をすべて満たしている場合は延長の申請が可能です。 (要件) ・受給中に要件として定められた活動を誠実かつ熱心に行っていたけれども、増収に至らなかった。 ・毎月の求職活動状況報告が、期日までになされている。 ・世帯の収入と預貯金が一定額以下である。





自立に向けた 方向性		
自立に向けた 活動計画 (時期・方法等) (※)	1ヶ月目	
	2ヶ月目	
	3ヶ月目	
経営相談先	窓口名称	
	連絡先	
	対応者	

※経営相談先から就労を勧められた場合は、自立相談支援機関へ報告すること

住居確保給付金 申請時書類チェックリスト【B 休業等（事業再生等を目指す場合）】

2023.5.25 版 茨木市

・提出する書類の□にチェック印を入れ、申請書類と合わせてご提出ください。

■申請者氏名\_\_\_\_\_ ■提出日\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(申請書類) すべて

- 住居確保給付金支給申請書（様式 1 - 1）※裏面あり
- 様式 1 - 1 別紙
- 申請時確認書（様式 1 - 1 A）※裏面あり
- 入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）家主または管理会社等に記入を依頼。裏面本人記入  
※府営住宅入居者については、様式 2 - 2 に代わり管理センター発行の証明書で可

(申請者本人確認書類) いずれかの写し。顔写真のないものは原則二種以上

- 運転免許証  個人番号カード（表面のみ）  住民基本台帳カード  一般旅券
- 各種福祉手帳  健康保険証  住民票  戸籍謄本  その他（ \_\_\_\_\_ ）

(基本要件確認書類) いずれかの写し

- 減少したことが確認できる書類（例：店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等）
- 申立書（参考様式 5 - 2）※減少したことが確認できる書類の提出が困難である場合に限り

(収入関係書類) 同居している方全員の直近 3 か月の収入が確認できるもの。該当するものすべての写し

- 給与明細書・報酬明細書
- （個人事業主の場合）収支状況表（参考様式 A）
- 公的給付（失業給付・各種手当・年金等）の支給額（保険料等控除前の額）がわかる書類
- 預貯金通帳

(金融資産関係書類) 同居している方全員分の写し

- 預貯金通帳 ※口座名義人及び申請日時点の資産が確認できること

(入居住宅関係書類)

- 賃貸借契約書の写し ※対象住宅の名称・住所、契約者、入居者一覧、家賃額、支払方法が記載されているページのみで可

※受付後、担当者から記載内容について確認の電話をさせていただく場合があります。

※申請書を郵送された場合は、到着後に書類内容確認のお電話をさせていただきます。投函から 1 週間たっても連絡がない場合は、072-655-2752（くらしサポートセンターあすてっぴ茨木）までご連絡ください。

■受付（ \_\_\_\_\_ ） ■担当（ \_\_\_\_\_ ）

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (2023.4.1版)

記載見本

フリガナ	イバラキ タロウ
①氏名	茨木 太郎
②生年月日	昭和・平成・令和 48年 5月 10日 満(50)歳
③電話番号	090-0000-0000

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合

離職等の時期	2023年4月10日	※実際に収入が減った理由を具体的に記載
離職等した事業所	株式会社茨木商事	

2. 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	・取引先企業が、倒産したことによって発注が取り消され、収入が減少したため等。(個人事業主の場合) ・就労先が、景気の悪化により休業となり、シフトが減少したため等。(雇用労働者の場合)
-------------------------	--

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	離職前はフルタイムで就労しており、主に私の収入で世帯の生計を維持していました。
---------------------------	---

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	茨木市駅前3丁目8番13号	
住居の家主等	大阪府住宅供給公社	
喪失するおそれのある住居の家賃額	40,000円	※賃貸契約書に記載のある月額家賃。共益費・駐車、駐輪場代等を除く額
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等		

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	イバラキ タロウ	イバラキ ハチコ	イバラキ シロウ		
氏名	茨木 太郎	茨木 花子	茨木 二郎		合計
続柄	本人	妻	長男		
生年月日	1973/5/10	1973/6/25	2020/5/5		※同居するすべての家族を記載
収入(月額)	50,000円	0円	0円	円	50,000円
預貯金等	100,000円	100,000円	50,000円	円	250,000円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 5年 4月 1日

茨木市福祉事務所長 殿

申請者氏名 茨木 太郎



## （注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (2023. 4. 1版)

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 満( )歳
③電話番号	

申立事項	④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 離職又は第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期					
喪失した住居の住所					
現在の状況					
2. 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

茨木市福祉事務所長 殿

申請者氏名

## （注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。  
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であつて、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

1 住居喪失のおそれがある理由、状況 (あてはまるもの全てにチェック)

無収入、または収入が減少し支出額を下回る (毎月の支出額: 約 **180,000** 円 )

家賃を滞納している ( 月 に支払うべき家賃から)

※当給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないものです。

3か月以内に大きな出費がある (内容: )

※該当するもの全てにチェック

2 申請

	収入内容	金額 (円)	事由等 (該当の□にチェック)
本人・世帯共通	給料・報酬・手当 ※保険料等控除前	<b>50,000</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均
	事業収入 (売上-経費)	<b>0</b>	<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 ※詳細は収入状況表に記載
	雇用保険失業給付	<b>0</b>	<input type="checkbox"/> 受給中 (受給終了予定日 月 日) <input type="checkbox"/> 資格決定済 <input checked="" type="checkbox"/> 受給終了 <input type="checkbox"/> 受給資格なし <input type="checkbox"/> 在職中
	その他の公的給付 (月額)	<b>0</b>	<input type="checkbox"/> 各種年金 <input type="checkbox"/> 高齢者家賃助成 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※収入月によらず月額で算入。臨時的な給付は除く
	親族等からの仕送り	<b>0</b>	<input type="checkbox"/> 親族による援助困難 (理由等 ) <input checked="" type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 親族なし
	その他の継続的な収入	<b>0</b>	<input type="checkbox"/> ( )
	本人収入計	<b>50,000</b>	→様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( <b>妻</b> )	就労収入	<b>0</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( <b>長男</b> )	就労収入	<b>0</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( )	就労収入		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入

※原則22歳以下かつ就学中の子の収入は算定対象から除く

3 申請日時点の資産状況

	資産内容	金額 (円)	
本人・世帯共通	口座預金 (給与口座)	<b>50,000</b>	金融機関名 ( <b>ゆうちょ銀行</b> ) 用途 <input checked="" type="checkbox"/> 給与等振込用 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座預金	<b>20,000</b>	金融機関名 ( <b>りそな銀行</b> ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <b>カード決済用</b> )
	口座預金		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座預金		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	現金	<b>30,000</b>	
	本人資産計	<b>100,000</b>	→様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( )	口座預金	<b>100,000</b>	金融機関名 ( <b>ゆうちょ銀行</b> ) →様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( )	口座預金	<b>50,000</b>	金融機関名 ( <b>ゆうちょ銀行</b> ) →様式1-1⑦にも記入
世帯員 続柄 ( )	口座預金		金融機関名 ( ) →様式1-1⑦にも記入

4 申請日時点の就職活動の状況

就職活動をしている  就職活動をしていない (これからはじめる)

5 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金・総合支援資金) の利用状況 ※要件の収入には含めません

申請済 (申請日: 月 日)  利用検討中  利用の予定はない



住居確保給付金支給申請書 様式1-1別紙 (2023.5.11版 茨木市)

1 住居喪失のおそれがある理由、状況 (あてはまるもの全てにチェック)

- 無収入、または収入が減少し支出額を下回る (毎月の支出額: 約 円 )
- 家賃を滞納している ( 月に支払うべき家賃から)

※当給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないものです。

- 3か月以内に大きな出費がある (内容: )

2 申請日の属する月の収入状況

	収入内容	金額 (円)	事由等 (該当の□にチェック)
本人・世帯共通	給料・報酬・手当 ※保険料等控除前		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均
	事業収入 (売上-経費)		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 ※詳細は収入状況表に記載
	雇用保険失業給付		<input type="checkbox"/> 受給中 (受給終了予定日 月 日) <input type="checkbox"/> 資格決定済 <input type="checkbox"/> 受給終了 <input type="checkbox"/> 受給資格なし <input type="checkbox"/> 在職中
	その他の公的給付 (月額)		<input type="checkbox"/> 各種年金 <input type="checkbox"/> 高齢者家賃助成 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※収入月によらず月額で算入。臨時的な給付は除く
	親族等からの仕送り		<input type="checkbox"/> 親族による援助困難 (理由等 ) <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 親族なし
	その他の継続的な収入		<input type="checkbox"/> ( )
	本人収入計		→様式1-1⑦にも記入

世帯員 続柄 ( )	就労収入		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--

世帯員 続柄 ( )	就労収入		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--

世帯員 続柄 ( )	就労収入		<input type="checkbox"/> 申請月 (確定) <input type="checkbox"/> 申請月 (見込) <input type="checkbox"/> 直近3か月の平均 →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--

※原則22歳以下かつ就学中の子の収入は算定対象から除く

3 申請日時点の資産状況

	資産内容	金額 (円)	
本人・世帯共通	口座預金 (給与口座)		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座預金		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座預金		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座預金		金融機関名 ( ) 用途 <input type="checkbox"/> 給与等振込用 <input type="checkbox"/> 家賃等支払用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	現金		
	本人資産計		→様式1-1⑦にも記入

世帯員 続柄 ( )	口座預金		金融機関名 ( ) →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--------------------------

世帯員 続柄 ( )	口座預金		金融機関名 ( ) →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--------------------------

世帯員 続柄 ( )	口座預金		金融機関名 ( ) →様式1-1⑦にも記入
---------------	------	--	--------------------------

4 申請日時点の就職活動の状況

- 就職活動をしている  就職活動をしていない (これからはじめる)

5 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金・総合支援資金) の利用状況 ※要件の収入には含めません

- 申請済 (申請日: 月 日)  利用検討中  利用の予定はない



住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

### 住居確保給付金申請時確認書

記載見本

#### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
  - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
    - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
  - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
    - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し月1回以上、当該計画に基づく取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3  再支給の申請ではない(過去に住居確保給付金を受けたことがない)又は、  
 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している  
 従前の支給期間 **令和2年 6月 ~ 令和2年 9月**  
 再支給の申請までに  常用就職をした  
 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

※いずれか該当する方を記載

#### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること  
 また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

**令和5年 4月 1日**

茨木市福祉事務所長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所 **茨木市駅前3丁目8番13号**

申請者氏名 **茨木 太郎**



当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
2 離職関係書類 下記のいずれかを証する書類 ・申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明す ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
3 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
4 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

※いずれか該当する方を記載

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者) 公共職業安定所から付与された求職番号 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	<table border="1"><tr><td>0000-1234567</td></tr><tr><td></td></tr></table>	0000-1234567	
0000-1234567			
2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者) 経営相談先の名称 経営相談先での初回相談予約日	<table border="1"><tr><td>いばらき経営サポートデスク</td></tr><tr><td>令和5年4月20日</td></tr></table>	いばらき経営サポートデスク	令和5年4月20日
いばらき経営サポートデスク			
令和5年4月20日			
3 入居(予定)住宅関係書類 (1) 住宅喪失者 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1) (2) 住宅喪失のおそれがある者 貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2) (3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払う者 クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等) ※(3)は、自治体の求めに応じて、ご提出ください			

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

## 住居確保給付金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
  - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
    - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
  - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
    - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
    - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取
- 2 申請者及び申請者同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3  再支給の申請ではない(過去に住居確保給付金を受けたことがない)  
又は、  
 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している  
従前の支給期間 年 月 ~ 年 月  
再支給の申請までに  常用就職をした  
 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること  
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

茨木市福祉事務所長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
2 離職関係書類 下記のいずれかを証する書類 ・申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することが ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
3 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
4 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)	
公共職業安定所から付与された求職番号	<input type="text"/>
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	<input type="text"/>
2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者)	
経営相談先の名称	<input type="text"/>
経営相談先での初回相談予約日	<input type="text"/>
3 入居(予定)住宅関係書類	
(1) 住宅喪失者	
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)	
(2) 住宅喪失のおそれがある者	
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)	
(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者	
クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)	
※(3)は、自治体の求めに応じて、ご提出ください	

住居確保給付金に係る収支状況表(個人事業主用)【参考様式A】(2023.4.3版 茨木市)

社名・商号: \_\_\_\_\_

事業所の所在地: \_\_\_\_\_

事業の内容: \_\_\_\_\_

住居の形態(いずれか)  店舗・事業所兼住居(店舗・事業所部分 \_\_\_\_ %、住居部分 \_\_\_\_ %)  
 住居専用  
 ※店舗・事業所兼住居の場合、給付対象は住居部分の家賃に限ります。  
 また、家賃全額を事業経費として計上している場合は給付対象となりません。

※申請時に記入する際は収入が減少する前の月から、申請月までの収支を記入

単位:円		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
収入	営業収入(月間売上)						
	その他( )						
	収入合計…①						
支出	仕入						
	給料賃金(外注費含む)						
	地代家賃						
	水光熱費						
	旅費交通費						
	通信費						
	雑費						
	社会保険料						
	支出合計…②						
事業収入 (①-②)							

本表の内容について相違ありません。

年 月 日

署名: \_\_\_\_\_



# 住居確保給付金制度利用のお願い

(家主又は仲介業者・管理会社向け2023. 7. 12版茨木市)

住居確保給付金は、就職活動をする方が住居を確保する目的で、市から借主に代わって家主又は仲介業者・管理会社に家賃相当額を一定期間支払う制度です。

支給期間中は決定から3か月間「振込人名：イバラキシフクシソウゴウソウダンカ」で、市から振り込まれます。

## 【主な概要等】

□この制度は茨木市内に支給対象の住宅があり、住民票(実際に居住)がある方が利用できるものです。

※店舗・事業所の家賃、および賃借人が法人の場合は対象となりません。事業所兼住居の場合は住居部分のみが対象です。

※支給中に入居者が退居した場合、支給が中止されるため、速やかにお知らせ下さい。

過支給が生じた場合は、その部分について返還いただきます。

□支払われる家賃相当額は、賃貸借契約書に記載されている月額家賃が対象となり、それ以外の諸費用は借主の支払いとなります。

□支給上限額

(月額) ■単身世帯…39,000円 ■2人世帯…47,000円 ■3～5人世帯…51,000円

□受給の決定は、借主(受給者)のみに直接通知(受給決定通知書)されます。支給金額や期間の詳細は、借主(受給者)に確認いただきますようお願いいたします。

□支給期間は決定から3か月間。茨木市からの入金は、原則毎月最後の平日です。

□振込人名は「イバラキシフクシソウゴウソウダンカ」となり、受給者の氏名表記はされません。

また、振込日の2～3日前に、「住居確保給付振込のお知らせ」を郵送にて送付いたします。

## 【同意付帯事項等】

□支給決定後、対象の住宅から退去した場合は、支給は中止となります。

(家主の都合や支援機関の指導による転居である場合を除く)

□借主が現住居から転居された場合は、茨木市役所福祉総合相談課(TEL:072-655-2752)に速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

□支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、家主又は仲介業者・管理会社等に報告を求めることがあります。

□また、常用就職が決まり、就労に伴う収入が収入基準額を超えた時点で支給は終了します。



入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者)

記載見本

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

(あて先) 茨木市福祉事務所長

令和5年 4月 1日

(商号又は名称) 株式会社 茨木不動産

(代表者名) フリガナ イバラキ トウジ 茨木 童子

(所在地) 〒 567-0805

(免許証番号) 0000-12345

(担当者等) 氏名 茨木 一郎 所属

電話番号 072-000-0000

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	イバラキ タロウ 茨木 太郎
生年月日	昭和48年 5月 10日
同居状況	単身・ <b>複</b> 数(3名)
入居開始年月日	平成20年 4月 10日 ( 年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称	大阪府住宅供給公社
所在地	茨木市駅前3丁目8番13号
月額家賃	40,000 円

※賃貸契約書に記載のある月額家賃。共益費・駐車、駐輪場代等を除く額

※「貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座」への振込ができない場合のみチェックしてください。

の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額を上限とし収入に応じた額とする。の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約に限る。

は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の( )内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

- 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。
- 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。
- 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する( 月 から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	カ) イバラキフドウサン
		口座名義	株式会社 茨木不動産
		金融機関名	東京大阪銀行
		支店名	茨木支店
		口座種別	普通・当座
	口座番号	000012345	



入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

※「貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座」への振入ができない場合のみ記載してください。

住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議機関の間で相互利用されることについて同意します。

給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

※申請者全員記載してください。

令和5年 4月 1日

氏名 茨木 太郎

住所 茨木市駅前3丁目8番13号

電話番号 090-0000-0000

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
  - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
  - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
  - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
  - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
  - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
  - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
- 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

## 入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。  
 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

(あて先) 茨木市福祉事務所長

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

## 入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日( 年 月 日までの 月 日間)

## 入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額を上限とし収入に応じた額とする。  
 ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。  
 ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。  
 ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の( )内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。

口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。

口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する( 月 から変更可能)

## 振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

**【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】**

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の 振込先	賃借人の 振込口座	刀ガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名 .....

住所 .....

電話番号 .....

**(注意事項)**

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
  - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
  - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
  - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
  - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
  - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
  - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
- 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

## 離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

(あて先) 茨木市福祉事務所長

年 月 日

カガナ

記名押印又は署名

氏名.....印

生年月日.....

電話番号.....

事業所名	
事業所 所在地・電話	〒 電話
雇用保険 適用状況	1. 雇用保険被保険者であった 2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	円 ※1
離職等時期	年 月 日
離職等理由	1. 解雇※2、雇止め※3 2. 自己都合離職・廃業
証拠書類の 提出が困難な 理由	

※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。



## 就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、以下のとおり申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

(あて先) 茨木市福祉事務所長

年 月 日

刀がナ

記名押印又は署名

氏名.....印

生年月日.....

電話番号.....

これまでの 平均月額収入	円 ※1
申請月の収入	円
自己の責に 帰すべき理由 又は自己の都合 によらない 収入の減少の 具体的内容	
証拠書類の 提出が困難な 理由	

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。



## 離職期間に関する申立書

私は、離職期間に関する関係書類の提出が困難であることから、離職期間に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

(あて先) 茨木市福祉事務所長

年 月 日

刀がナ

氏名.....

生年月日.....

電話番号.....

離職等時期	年 月 日 ※1
求職活動を行うことが困難であった期間	始期 年 月 日
	終期 年 月 日 ※2
	(加算期間 年 月) ※3
離職等期間	年 月 ※4
求職活動を行うことが困難であった事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠</li> <li>・出産</li> <li>・育児</li> <li>・疾病または負傷</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>
証拠書類の提出が困難な理由	

※1 離職等時期は申請日から4年以内であること。

※2 求職活動を行うことが困難であった事情が終わった日または離職等の時期から2年のいずれか早いほうを記載してください。

※3 連続して30日以上である必要があります。

※4 4年以内である必要があります。



